

平成 30 年度事業計画

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

I 基本方針

岐阜県法人会連合会（以下「県連」という）は、全国法人会総連合（以下「全法連」という）において新たに制定した法人会の理念の下、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として税制提言や税の啓発活動を中心とした事業の充実や地域社会への貢献活動に注力する。

また、公益事業等のさらなる推進を図るため、組織・財政基盤の強化に取り組む。

II 主な事業計画

1. 公益目的事業等の推進

(1) 税制改正への提言

イ. 法人税や事業承継税制など中小企業を取り巻く重要な課題について、単位会の意見・要望を県連で取りまとめ、「平成 31 年度税制改正に関する要望書」として全法連に提出する。

ロ. 平成 31 年度の改正に関する提言の策定に当たっては、法人実効税率のあり方や中小企業の活性化に資する税制措置等の「経済活性化と中小企業対策」を中心に、財政健全化、消費税引き上げへの対応措置などを検討テーマとする。

ハ. 要望事項の実現を目指すため、本年も国会議員や地方自治体の首長等に対し、税制改正の要望活動を実施する。

(2) 第 39 回岐阜県下法人会運営研究会の開催

昨年度から引き続き、B グループの岐阜北法人会と飛騨法人会は、平成 31 年 2 月 6 日に岐阜グランドホテルにおいて、選定された活動の取り組みについて研究発表を行う。

(3) 税知識の普及・社会貢献活動等の充実

租税教室や税の啓発イベントの開催など、税知識の普及や地域性を活かした社会貢献活動の充実を図る。

研修会や講演会の開催に当たっては、一般市民等を含めた研修を行うなど研修参加率の向上に努める。

企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の活用については、国税当局等と連携し、さらなる利用促進に取り組む。

- イ．青年部会は、多治見法人会の主管により、本年 10 月 5 日にセラトピア土岐において、「2018 他を知り己を知る～未来へ向けて共有しよう～」をテーマに連絡協議会を開催し情報交換を行う。
- ロ．女性部会は、大垣法人会の主管により、本年 10 月 16 日にホテルグランヴェール岐山において、「女性部会活動について思うこと」をテーマに連絡協議会を開催し情報交換を行う。
- ハ．県下調査部所管法人を対象に、「平成 30 年度税制改正の概要」について、国税当局を講師とする研修会を開催する。
- ニ．マイナンバー・e-Tax の普及や消費税の軽減税率制度の周知及び期限内納付運動の推進に努める。

(4) 「全国青年の集い 岐阜大会」への対応

本年 11 月 8 日、9 日の開催に向け、実行委員会を中心に県下青年部会員が一致団結し、大会が成功裏となるよう積極的に取り組んでおり、本会としても岐阜をアピールする貴重な機会であることから、全面的に支援を行う。

2. 組織・財政基盤の強化

(1) 会員の増強

県下の平成 29 年 12 月末現在の法人加入率は 47.5% であり、毎年約 1% 減少している。法人会活動を充実させる上で、組織基盤の強化が重要である。

全法連では、「役員一人一社以上の獲得」を目標に掲げ、従来の会員増強月間（9 月～12 月）とは別に、総会シーズンの 6 月を新しく「特別増強月間」とすることとしていることから、役員による加入勧奨をより一層、推進する。

(2) 福利厚生事業の推進

協力保険 3 社と共有施策である平成 29・30 年度「ふやそう 2 万社 G O G O キャンペーン」は 2 年目となるが、目標達成に向けて各単位会の支援会メンバーが中心となって福利厚生事業の一層の推進に努める。

福利厚生事業は会員の増強とともに不可欠な事業であり、積極的に取り組み、財政基盤の強化を図る。

3. 広報活動の推進

税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の周知など広報活動を積極的に展開する。

地方新聞やPTA新聞などの広報媒体を活用し、法人会員の募集と税の啓発記事を掲載する。特にホームページの内容を充実させるとともに、マスコミ等に対するパブリシティ活動を実施する。

4. その他

- (1) 税制等のさらなる理解を深めるため、会員にとってメリットのあるテーマにて役員セミナーを開催する。
- (2) 県連の各委員会や協議会等の充実、単位会との連携強化を図る。また、岐阜県下法人会の事務局職員研修を開催し、情報交換を実施する。
- (3) 全法連や東海法連の事業に積極的に参加し、法人会活動の充実に向けて情報収集や意見交換を行う。

平成30年度の具体的な事業計画は次のとおりである。